

寄贈品高井晴美作品（食器）貸出要領

（目的）

第1 この要領は、市民より寄贈された陶芸家 高井晴美作品（食器）が、会食の機会や多くの人が集う交流の場になり、舞鶴のまちの活力につなげることを目的に、市民の方を対象に貸し出すことについて、必要な事項を定めるものである。

（貸出対象者）

第2 対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

- （1）市内で活動する団体またはサークル
- （2）市内の事業所

（貸出及び返却の方法）

第3 貸出を希望するもの（以下、「申込者」とする。）は、舞鶴市文化振興課（以下文化振興課）に電話等で貸出状況を確認のうえ、運転免許証など申込者本人であることを確認できるものを提示し、貸出申込書（別記様式）を文化振興課へ提出するものとする。

2 市が前項の申込みが適当と認められるときは、申込者に対して食器の貸出しを行うものとする。なお、貸出希望日が重複した場合は、先に申込みを受け付けたものを優先する。

3 市が認めた申込者は、市が指定する場所において直接受け取り、直接返却する。ただし、直接返却することができない場合は、貸出窓口に連絡のうえ、代理のものが返却できるものとする。

（貸出枚数）

第4 貸出枚数は、原則として1回10枚までとする。

（貸出期間）

第5 貸出期間は、2週間以内とする。

（料金）

第6 貸出料金は、無料とする。

（貸出に対する注意事項）

第7 貸出食器の持ち運び等、利用の際の取扱いには十分に注意すること。

- （1）貸出食器がすべて揃っているかを十分に確認のうえ、貸出時と同じ状態にして返却すること。
- （2）返却日は必ず厳守すること。
- （3）貸出食器にトラブルが発生した場合は、すみやかに文化振興課に連絡すること。
- （4）本食器を第三者に転貸しないこと。
- （5）貸出申込書に記入した使用目的以外に、本食器を使用しないこと。

2 申込者は、貸出食器の使用及び使用後の手入れについて、貸出窓口が示す注意事項により取り扱わなければならない。